

●香川県監査委員公表第29号

平成28年8月1日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年10月4日

香川県監査委員	林	勲		
同	大	西	均	
同	香	川	芳	文
同	高	城	宗	幸

第1 監査の請求

1 請求人

坂出市 細川 雅生

2 請求書の提出

平成28年8月1日

3 請求の内容

（以下、平成28年8月1日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

別紙事実証明書（有福哲二県議会議員の県政報告平成28年7月号）により、県議会平成27年3月6日の経済委員会で農政水産部長は、「（オリーブ生産者に、）2年目から5年目までの未収益期間の肥料代等管理経費に対して、定額として4年間で10アール当たり20万円を栽培開始の初年度に苗木代等への補助と併せて支援したいと思う。」と答弁している。

しかし、「過去に設定した作付目標を既に超えているので、新たな目標設定が必要であると考えている。生産拡大の目標を検討するにあたり、適地の把握が必要であるが、これまで実態調査は行っていない。目標面積の設定にあたっては、現在の高価格の水準を維持した上で需要量拡大の見通しと、県内の栽培適地把握といった需給両面から検討する必要があると考えている。」とも答弁している。

農政水産部長の答弁により、県は同28年度からオリーブの未収益期間の肥料代等管理経費に対して4年間の10アール当たり20万円を初年度に前金で補助するとしているが、実態調査は未実施で、目標面積を設定しておらず、適正な生産量も把握していないのに、勝手に補助金交付要綱を作り苗木と未収益期間の管理経費に対する補助を行うのは違法不当であり、本年度で補助金の支出があれば責任を有する者に当該損失の補填を求め及び補助を中止させるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。

（別紙事実証明書省略）

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成28年8月16日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成27年度及び平成28年度におけるオリーブ生産拡大総合支援事業費補助金のうち新規植栽に要する経費（苗木代等をいう。以下同じ。）及び未収益期間における管理経費に対する補助金の支出を監査対象事項とした。

2 監査対象部局

農政水産部

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年8月31日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等を調査するとともに、農政水産部農業生産流通課の関係職員から事情を聴取して、次の事項を確認した。

(1) オリーブの新規植栽に要する経費及び未収益期間における管理経費に対する補助金について

オリーブの新規植栽に要する経費及び未収益期間における管理経費に対する補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「県交付規則」という。）及びオリーブ生産拡大総合支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて行われている。

要綱は、平成25年4月1日に農政水産部長の決裁を受けて制定され、同日付けで施行されている。その後、補助の対象への採油機等の整備に要する経費の追加及び達成すべき成果目標の基準の追加並びにオリーブ病害虫防除支援事業の廃止を内容とする改正について、平成26年4月28日に同部長の決裁を受け、同日付けで施行している。また、未収益期間支援事業の追加を内容とする改正について、平成27年3月30日に同部長の決裁を受け、同日付けで施行している。さらに、補助の対象への苗木養成設備の整備に要する経費の追加を内容とする改正について、平成28年4月1日に同部長の決裁を受け、同日付けで施行している。

ア 補助金の交付目的

要綱第2条において「本県では、果樹園を中心に耕作放棄地等が増大しており、農地の保全や鳥獣害防止の観点からこれらの解消が課題となっている。一方、オリーブは、国産品の需要が伸びて、生産量の拡大が望まれており、耕作放棄地等を活用して生産量を増大させることができが、これが農家の経営安定や地域農業の活性化につながると考えられる。このため、本事業により、果実及び葉の収穫を目的として生産されるオリーブの苗木を植栽しようとする者又はオリーブの栽培管理・加工に必要な施設、機械を整備しようとする者が行う次条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するもの」としている。

イ 補助金の交付対象

要綱第3条において、生産拡大総合支援事業及び未収益期間支援事業を補助金の交付対象事業としている。

生産拡大総合支援事業においては、新規植栽における苗木代、灌水施設、防風施設、鳥獣害防護柵、土壤改良経費、初期費用に要する経費に対する助成（補助率2分の1以内）、既存園地における灌水施設、防風施設、鳥獣害防護柵の整備に要する経費に対する助成（補助率2分の1以内）及び採油機、採油用濾過器、その他付帯機器の整備に要する経費に対する助成（補助率3分の1以内）を行うこととしている。

未収益期間支援事業においては、植栽後2年目から5年目までの4年間の未収益期間における管理経費に対する助成（定額補助で、補助額は10アール当たり200千円以内）を行うこととしている。なお、当該事業の実施主体は、生産拡大総合支援事業の新規植栽における苗木代、灌水施設、防風施設、鳥獣害防護柵、土壤改良経費、初期費用に要する経費に対する助成を受けるものであって、事業実施後にオリーブの栽培面積が1ヘクタールを超えることになる者であることを要件としている。また、補助対象面積は、事業実施主体のオリーブの栽培面積が、事業着手前に1ヘクタールを超えている場合は事業年度における新規植栽面積とし、事業着手前に1ヘクタール以下である場合は当該年度の事業実施後の栽培面積から1ヘクタールを控除した面積としている。

ウ 補助金の交付決定手続

要綱第5条において、事業実施主体は、事業採択申請書に事業実施計画書を添えて、市町長に提出し、その採択を受けることとし、市町長は、事業の採択を行うときはあらかじめ知事の承認を受けることとしている。

要綱第6条において、知事は、当該事業実施計画が事業の採択基準を満たし、かつ、事業の規模が適正であって、実施計画の達成が確実と見込まれると認めたときは、採択を承認し、市町長に通知することとしている。

要綱第7条において、補助金の交付申請について、市町長は補助金交付申請書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならないこととしている。

要綱第8条において、知事は、補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付を決定し、その内容を市町長に通知することとしている。なお、知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、県交付規則第6条に基づき条件を付すこととしている。

要綱第15条において、市町長は、補助事業を完了したときは、事業実績報告書に関係書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならないこととしている。

要綱第16条において、知事は、事業実績報告書の提出があったときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町長に通知することとしている。

要綱第17条において、補助金の交付を受けようとする市町長は、請求書を知事に提出しなければならないこととしている。

エ その他

(ア) 補助事業の変更

要綱第11条において、市町長は、補助事業に要する経費の配分及び事業の内容について重要な変更をしようとするときは、知事の承認を受けなければならないこととしている。

(イ) 補助金の返還等

要綱第18条において、知事は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができ、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることとしている。

- a 補助事業者がこの要綱に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- b 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- c 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- d 補助事業の実施が著しく不適当と認められたとき。

(ウ) 財産の処分の制限

要綱第19条において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の施設、機械及び器具については、県交付規則に基づき、知事の承認を受けないで、補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこととしている。

(エ) 関係書類の保管

要綱第20条において、補助事業に係る帳簿及び関係書類は、当該年度終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこととしている。

(オ) 事業実施状況報告

要綱第21条において、事業実施主体は、補助事業を実施した年度から5年間、毎年度の実績をとりまとめ、事業実施状況報告書により、次年度の5月末までに市町長を経由して知事に報告しなければならないこととしている。

(2) 平成27年度及び平成28年度における補助金の交付について

ア 補助金の予算措置

(ア) 平成27年度補助金

平成27年2月18日に開会した平成27年2月香川県議会定例会において、新規事業であるオリーブ未収益期間支援事業5,000千円を含むオリーブ生産拡大総合支援事業40,000千円を計上した平成27年度香川県一般会計予算議案が提出され、同年3月16日に原案可決されている。

(イ) 平成28年度補助金

平成28年2月19日に開会した平成28年2月香川県議会定例会において、国の経済対策等に伴う補正として、オリーブ未収益期間支援事業10,000千円を含むオリーブ生産拡大総合支援事業34,000千円を増額する平成27年度香川県一般会計補正予算議案が提出され、同日に原案可決されている。また、この増額補正分については、翌年度への繰越明許費とする平成27年度香川県一般会計補正予算議案が提出され、同年3月22日に原案可決されている。

イ 補助金の支出

(ア) 平成27年度補助金

平成27年度事業に係るものは、高松市、三豊市及び多度津町に対する14,472,000円であり、その内容は以下のとおりである。

a 高松市への補助金の支出

平成27年4月30日付けで高松市長から、231アールのオリーブの新規植栽に要する経費に対する補助金1,955,000円、未収益期間における管理経費に対する補助金4,620,000円、計6,575,000円の補助金交付申請書が知事に提出された。これに対して知事は、同年5月7日付けでその交付を決定し、同日付けで高松市長に通知した。

平成28年3月16日付けで高松市長から、事業実績報告書が知事に提出された。これに対して知事は、内容を審査するとともに同月25日に現地調査を実施し、同月28日付けで、

オリーブの新規植栽に要する経費に対する補助金1,795,000円、未収益期間における管理経費に対する補助金4,620,000円、計6,415,000円を交付すべき補助金の額として確定し、同日付けで高松市長に通知した。

平成28年3月30日付けで高松市長から、6,415,000円の請求書が提出され、県は同年5月6日に同額を支出した。

b 三豊市への補助金の支出

平成27年8月4日付けで三豊市長から、56アールのオリーブの新規植栽に要する経費に対する補助金79,000円、未収益期間における管理経費に対する補助金1,120,000円、計1,199,000円を含む補助金交付申請書が知事に提出された。これに対して知事は、同月25日付けでその交付を決定し、同日付けで三豊市長に通知した。

平成28年3月28日付けで三豊市長から、事業実績報告書が知事に提出された。これに対して知事は、内容を審査するとともに同日に現地調査を実施し、同月29日付けで、オリーブの新規植栽に要する経費に対する補助金78,000円、未収益期間における管理経費に対する補助金1,120,000円、計1,198,000円を含む額を交付すべき補助金の額として確定し、同日付けで三豊市長に通知した。

平成28年3月31日付けで三豊市長から上記1,198,000円を含む請求書が提出され、県は同年5月6日に同額を含む額を支出した。

c 多度津町への補助金の支出

平成28年2月22日付けで多度津町長から、218アールのオリーブの新規植栽に要する経費及び既存園地における防風施設等の整備に要する経費に対する補助金2,701,000円、未収益期間における管理経費に対する補助金4,360,000円、計7,061,000円の補助金交付申請書が知事に提出された。これに対して知事は、同月24日付けでその交付を決定し、同日付けで多度津町長に通知した。

平成28年3月28日付けで多度津町長から、新規植栽面積を208アールとした事業実績報告書が知事に提出された。これに対して知事は、内容を審査するとともに同月30日に現地調査を実施し、同月31日付けで、オリーブの新規植栽に要する経費及び既存園地における防風施設等の整備に要する経費に対する補助金2,699,000円、未収益期間における管理経費に対する補助金4,160,000円、計6,859,000円を交付すべき補助金の額として確定し、同日付けで多度津町長に通知した。

平成28年4月1日付けで多度津町長から6,859,000円の請求書が提出され、県は同年5月9日に同額を支出した。

(イ) 平成28年度補助金

オリーブの新規植栽に要する経費及び未収益期間における管理経費に対する補助金については、未だ交付されていない。

(3) 香川県におけるオリーブ生産拡大の取組について

ア オリーブの生産振興

香川県においては、オリーブ産業の振興を図るため、生産から商品開発、販売促進に至るまで全庁的に取り組んでいる。

その基盤となるオリーブの生産振興に関しては、平成23年10月に策定した「香川県農業・農村基本計画」において、重点施策の一つに「県花・県木オリーブの生産拡大」を掲げ、そ

のための具体的な施策として、「農外企業を含む新規栽培者に対して、苗木代を助成するなど初期投資の軽減対策に取り組む」ことなどを挙げている。

また、平成25年7月に策定した「香川県産業成長戦略」において、重点プロジェクトの一つに「オリーブ産業強化プロジェクト」を位置付け、「全国トップの生産量を維持できる生産体制の確立」を目標の一つとし、オリーブの生産振興を図るため、「苗木代や灌水施設・防風施設の整備等への支援により栽培面積を拡大する」等の施策を掲げている。

さらに、平成28年3月には、全国トップにあるオリーブ産業の着実かつ持続的な発展を図るため、「かがわオリーブ産業強化戦略」を策定し、戦略の展開の一つとして、「生産拡大を行うための初期投資や未収益期間などの負担を軽減するための措置を講じていく」ことを掲げ、具体的な取組の方向として、「新規植栽への支援による栽培面積の拡大（苗木代、防風施設、小規模土地改良など初期費用の支援）や、未収益期間の支援による経営の安定（特に生産規模が大きい栽培者に対する支援）」などを示している。

そして、平成28年3月に新たに策定した「香川県農業・農村基本計画」においては、「県を代表するオリーブ産業の振興」を掲げ、これに向けた基盤を強化するため、「苗木代、防風施設や未収益期間の管理経費への支援などにより、オリーブの作付拡大を加速化」するとしている。

イ オリーブの生産拡大の目標設定及び取組

香川県では、オリーブの生産振興に向けて、次のとおり目標を設定して取り組んでいる。

(ア) 平成23年度時点における目標値

平成23年10月に策定した平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とする「香川県農業・農村基本計画」では、平成21年度のオリーブの栽培面積が102ヘクタールであることに鑑み、実需者ニーズを踏まえ、平成27年度に155ヘクタールに拡大するとの目標値を設定した。

(イ) その後における目標値の推移

平成22年度から始まったオリーブ生産拡大推進事業などの取組により、平成25年8月の調査において、平成24年度（平成25年3月末時点）の栽培面積が163ヘクタール（速報値）となり、「香川県農業・農村基本計画」の設定目標値が達成されることとなった。

これを受けて、平成26年度予算の編成作業において、目標面積を170ヘクタールに変更した。

しかしながら、平成24年度の栽培面積の確定値が163ヘクタールとなり目標値である170ヘクタールに近づいたことや、「香川県産業成長戦略」を踏まえ、オリーブの生産拡大を加速化する必要が生じたことから、平成26年5月に、平成26年度の目標面積を190ヘクタールにすることとし、「香川県オリーブ産業強化プロジェクト推進戦略会議」において報告した。

また、平成27年度予算の編成作業において、年間20ヘクタールの作付拡大を目指すこととした。

(ウ) 新たな目標値の設定

平成28年3月に策定した平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とする新しい「香川県農業・農村基本計画」及び「かがわオリーブ産業強化戦略」においては、オリーブの栽培面積の増加が生産量の増加にはすぐに反映されないことから、目標値を栽培面積か

ら生産量に変更した上で、生産拡大の支援、栽培技術の改善を図ることにより、概ね現状の2倍の生産量を目指すこととし、平成32年度におけるオリーブ生産量の目標値を500トンとした。

この目標値を設定するに当たっては、県内のオリーブの生産の現状に関する基礎調査やオリーブオイルの今後の消費動向を把握するための市場調査、栽培目標の参考となる栽培可能面積の推計などを行った。

なお、目標値を生産量に変更したが、これを達成するために必要となる栽培面積を常に見据えながら、生産振興を行うこととしている。

ウ 補助事業の必要性と効果

(ア) 補助事業の必要性の検討

オリーブは、高い健康訴求性を有する素材であり、葉や採油副産物なども含めて、食品や化粧品素材、畜産飼料や水産飼料などとしての利活用が広がるとともに、観光産業等の第3次産業にとっても魅力的な素材である。

このため、「香川県産業成長戦略」では、「オリーブ産業強化」を重点プロジェクトの一つに位置付けており、特に、オリーブの生産振興はオリーブ産業の基本となる部分であることから、プロジェクトの目標に「全国トップの生産量を維持できる生産体制の確立」を掲げている。

新規植栽に要する経費の支援については、新規にオリーブを植え付ける際の初期費用の負担を軽減するものであり、これにより栽培面積の拡大を促し、もって生産量の増大を図ることを目的とするものである。

また、未収益期間における管理経費の支援については、オリーブは、木本性の植物であり、植付け後から収穫が可能となるまでに5年ほどを要し、その期間には収益がないことが生産拡大の制限要因となっており、この期間の支援が必要であることや、「香川県オリーブ産業強化プロジェクト推進戦略会議」における新規参入生産農家の無収入期間の助成金の創設を求める意見を踏まえるとともに、国においては、果樹類に係る未収益期間に対する支援を実施していることも考慮し、県として支援を行うこととしたものである。

これらの対策によって、オリーブの生産拡大を推進することにより、オリーブ果実を原料とするオリーブオイルや塩蔵オリーブ等の生産量の増加とともに、オリーブの葉やオリーブオイル採油後の副産物を利用したオリーブハマチ、オリーブ牛、化粧品等の商品開発、さらに観光産業等への寄与などをもたらし、地方創生や「力強く着実に成長していく経済社会」の構築に向けてその一端を担うこととしたものである。

(イ) 補助事業の効果の検証

「香川県農業・農村基本計画」の進行管理については、香川県農業・農村審議会において審議されており、オリーブの生産拡大の取組状況についても、毎年、同審議会に報告している。また、「香川県オリーブ産業強化プロジェクト推進戦略会議」においてもプロジェクトの課題に対する取組の進捗状況を報告している。

県では、毎年度、オリーブの栽培面積や生産量の調査を行い、その推移を把握するとともに、オリーブ生産拡大総合支援事業において、新たにオリーブの栽培が開始された面積を把握している。

平成25年度に創設したオリーブ生産拡大総合支援事業の効果としては、三豊市、多度津

町など小豆島以外の地域において、オリーブ栽培への取組が広がってきたと評価している。

また、平成27年度に新たに創設した未収益期間における管理経費に対する支援については、当該年度の増加面積8ヘクタールのうち4.95ヘクタールが当該支援によるものであり、平成28年度においても4.44ヘクタールの要望があることから、徐々に効果が現れてきているとしている。また、生産者から、オリーブ栽培は採算を取るために一定規模以上の面積を要し、未収益期間も長いことから、初期費用（苗木代、肥料代、農薬代など）の支援が必要であるという意見があったとしている。

（4）平成27年2月香川県議会定例会経済委員会における質疑応答について

香川県議会会議録によると、平成27年3月6日に開催された経済委員会において、オリーブの生産振興について、有福哲二議員と農政水産部長との間で次のとおり質疑応答があった。

ア オリーブの未収益期間に対する支援

有福哲二議員の平成27年度のオリーブ産業基盤強化事業の予算についての質問に対し、農政水産部長は、オリーブは植栽後2年目から5年目までは実がならず未収益の期間となるため、この4年間の肥料代や農薬代等の管理経費について定額として10アール当たり20万円を栽培を開始する初年度に苗木代等の初期投資とあわせて支援していくことを考えている旨の答弁を行った。

イ オリーブの生産拡大の目途等

有福哲二議員の新たな助成制度による生産拡大の目途や栽培適地の把握状況についての質問に対し、農政水産部長は、今後の生産拡大の目途を考えていく上で、適地がどこにあるかを把握する必要があると考えているが、今の段階で大がかりな調査はまだ行われていない旨、作付面積が既に目標を超え、早急に新たな目標面積を設定する必要があると考えており、その設定に当たっては、需給両面から考えていく必要があると認識しており、来年度、国内のオリーブ産業の実態についての調査分析と併せて、県内での作付可能な場所についての調査を実施し、生産目標面積の設定を具体化していきたいと考えている旨の答弁を行った。

2 監査委員の判断

（1）補助金交付における公益上の必要性

公金を支出するには、それに相当するだけの公共目的が必要である。その根拠は、強制的に徴収した租税を私的な目的には使えないということである。特に、補助金は、対価性をもたない公金の支出であり、その交付については、より確固たる公共目的の存在が必要である。そして、公共目的とは、公益上の必要性と言い換えてもよい。

地方自治法第232条の2は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と明文で規定し、公益上の必要性がある場合に、地方公共団体は補助金を交付することができるとしている。

公益上の必要性に関しては、公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要があるかどうかの認定は全くの自由裁量ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならないとされている。また、裁判例においては、公益上の必要性の判断は、第一次的には各地方公共団体の議会及び長の裁量に委ねられ、裁量権の逸脱又は濫用があると認められる場合に限り違法になるものと解するのが相当であるとされている。（平成16年9月15日東京高裁判決）

こうしたことから、地方公共団体が補助を行うことについては、一義的には、長及び議会が

一定の裁量権を有するものの、全くの自由裁量に委ねられるものではなく、公益上の観点から事案に即して慎重にその必要性及び効果等を勘案して決定すべきものであり、その判断が著しく不合理で、裁量権の逸脱や濫用、誤用等があると認められる場合には、違法性・不当性を帯びるものと解される。

(2) オリーブの新規植栽に要する経費及び未収益期間における管理経費に対する補助金についての公益上の必要性、効果等の検討

請求人は、「実態調査は未実施で、目標面積を設定しておらず、適正な生産量も把握していない」と主張している。その趣旨は、必要性や効果を検討せずに補助事業を実施することは違法・不当であるとの主張であると解される。そこで、この点について考察する。

県においては、オリーブの生産拡大について、「香川県農業・農村基本計画」や「香川県産業成長戦略」、「かがわオリーブ産業強化戦略」等において重要な施策の一つとして位置づけ、オリーブ生産量等の目標を設定の上、その達成に向けて必要な施策を計画的に推進しているものである。これらの計画の策定に当たっては、外部関係者の意見を聞くとともに、計画の進行管理については、毎年度、第三者機関等も活用して行われている。また、目標については、栽培面積や生産量等の現状を把握した上で設定されており、逐次その見直しも行われている。平成27年2月香川県議会定例会経済委員会における農政水産部長の答弁は、さらに詳細な調査等を行い新たな目標を設定するという趣旨と解することができ、その時点で何ら現状把握や目標設定がされていなかったわけではない。

オリーブの新規植栽に要する経費や未収益期間における管理経費に対する補助事業については、前述の計画に沿って行われているものであり、その推進に当たっては、関係者からの意見も踏まえるとともに、事業の必要性の検討や効果の検証も行われており、請求人の主張は失当である。

オリーブの生産振興は、オリーブ産業の基本となる部分であり、全国トップの生産量を維持できる生産体制を確立するうえで、新規植栽に要する経費や未収益期間における管理経費の支援をすることは、公益上の必要性を有しているといえる。

(3) 補助金交付の予算及び根拠

県の支出については、地方自治法第210条で「一会计年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」、同法第211条第1項で「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。」と定められている。

当該補助事業に係る予算については、知事から提案された予算議案が議会の議決で可決されたものであり、適法に成立している。

また、要綱については、農政水産部長の決裁を受けて制定又は改正が行われており、香川県事務決裁規程（昭和44年訓令第2号）において、補助金を内定し、又は決定することについては、所管部長が専決することができるときのことから、正当な権限を有する者の決裁を得たものであり、適正な手続を経たものである。

したがって、請求人の「勝手に補助要綱を作り」との主張は失当である。

(4) 補助金の交付手続

補助金の交付決定や支出などの一連の手続は、必要な決裁を経ており、要綱等に沿って適正に行われている。また、額の確定行為においても、実績報告書による書面審査を行うとともに

現地調査を実施しており、県交付規則が求めている確定調査の方法を満たしていると考えられ、確定した補助金の額にも誤りはない。

なお、未収益期間における管理経費に対する補助については、オリーブ作付け後2年目から5年目までの4年間に要する管理経費を対象とするものであり、将来の経費に係るもの支出ともいえるが、的確な事業遂行を担保する措置として、事業実施主体に対し、未収益期間における管理経費の記帳及び帳簿保存を求めるとともに、5年間、毎年度の事業実施状況報告書の提出を義務づけており、仮に事業目的を損なう事態になった場合には、補助金の返還を求ることを可能としており、改善すべき点がないとはいえないが、本件補助金の支出は違法又は不当なものではない。

以上のことから、本件補助金の支出について、公益上必要とした判断には合理性があり、裁量権を逸脱又は濫用するものであるとは認められず、また、その交付事務に適正を欠くとは認められない。

したがって、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するものは認められず、「苗木と未収益期間の管理経費に対する補助を行うのは違法不當であり、本年度で補助金の支出があれば責任を有する者に当該損失の補填を求め及び補助を中止させるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」という請求人の主張には理由がないものと判断する。